

# 労務 ROAD

## ■労働条件通知書の記載例について

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されることに関して、昨年8月21日と28日の労務ROAD866号・867号で、明示しなければならない事項などの概要をご案内いたしました。今回は労働条件通知書の具体的な記載例をご紹介します。

### 就業場所・業務に限定がない場合

#### ▲就業場所

(雇入れ直後) 本店及び労働者の自宅*	(変更の範囲) 本店及び全ての支店、営業所、労働者の自宅での勤務
---------------------	----------------------------------

※あらかじめ就業規則でテレワークについて規定されているなど、テレワークを行うことが通常想定されている場合は、就業場所としてテレワークを行う場所が含まれるように明示してください。

#### ▲従事すべき業務

(雇入れ直後) 店舗における会計業務	(変更の範囲) 全ての業務への配置転換あり
--------------------	-----------------------

### 就業場所・業務の一部に限定がある場合

#### ▲就業場所

(雇入れ直後) 山科事業所	(変更の範囲) 原則、京都市内 (ただし、関西圏内に事業所が新設された場合、希望に応じて当該事業所に異動することがある。関西圏とは、京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県である。)
---------------	--

#### ▲従事すべき業務

(雇入れ直後) 介護業務	(変更の範囲) 介護業務、介護事務 (介護業務とは、入所者の着替え、食事、入浴及び排泄の介助等を行うものであり、介護事務とはレセプトの作成等介護業務に関連する事務作業一切をいう。)
--------------	---

### 完全に限定（就業場所や業務の変更が想定されない場合）

#### ▲就業場所

(雇入れ直後) 金沢駅西通り店	(変更の範囲) 変更なし
-----------------	--------------

#### ▲従事すべき業務

(雇入れ直後) ピッキング、商品補充	(変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ
--------------------	--------------------------

### 一時的に限定がある場合（一時的に異動や業務が限定される場合）

#### ▲就業規則以外で限定内容を明示する場合

就業の場所	(雇入れ直後) 飯田事業所	(変更の範囲) 会社の定める事業所 (育児・介護による短時間勤務中は、原則、勤務地の変更を行わないこととする。ただし、労働者が勤務地の変更を申し出た場合はこの限りではない。)
従事すべき業務	(雇入れ直後) 品質管理、事務	(変更の範囲) 会社の定める業務 (育児・介護による短時間勤務中は、原則、業務の変更を行わないこととする。ただし、労働者が業務の変更を申し出た場合はこの限りではない。)

【厚生労働省より】

バックナンバー866号・867号にも概要を記載しておりますので、ご覧ください。

VOL.878  
(2311-2)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：君野・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

息子たちが、休日は友達と外で遊んでいるか、家でゲームしているかで親子のコミュニケーションが減ってしまったなど感じる今日この頃だったので、先日冒険の森に遊びに行ってきました。一緒にアスレチックしたり、自然に触れたりしながらたくさんコミュニケーションが取れたので、とても嬉しかったです。これからも、できるだけ一緒に楽しめる遊びやお出かけをしたいです。(池上)



### 11月労務スケジュール

- ・ 年末調整の準備
- ・ 過労死等防止啓発月間
- ・ テレワーク月間